

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入による任意代理人の範囲拡大に伴う本人確認手続の改正について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第2条第1項第2号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

(担当部課：区長室区政情報課)

## 1 改正の理由

「社会保障・税番号制度」の導入に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正により、任意代理人の範囲が拡大された。当該範囲拡大に伴い、「なりすまし」等の防止を図るため、本人確認手続を規則・規程に盛り込み、保護措置内容を明確にする。また、当該保護措置内容の明確化に合わせ、15歳以上未成年者法定代理人（開示請求）の本人確認手続についても規則・規程に盛り込む。

## 2 改正の内容

別紙（参考資料1及び参考資料2）のとおり

【具体的内容】

### ① 任意代理人

#### ア 「代理人の本人確認書類」の提示

現行では解釈・運用基準において「代理人であることを証明する書類」を提示することとしているが、改正後は規則において「代理人であることを証明する書類」を提示・提出することとし、法定代理人と同様の取扱いとする。

#### イ 「委任状」の規則様式化

現行では解釈・運用基準において「代理関係を確認できる書類」を提出することとし、「委任状」の様式を特段定めていないが、改正後は「委任状」を規則様式として定め、手続の統一化を図る。

#### ウ 「本人（委任者）の意思確認書」（※）の規則様式化

現行では解釈・運用基準において「本人記載の照会・回答書」により請求の意思確認を行うこととし、「本人記載の照会・回答書」の様式は「自己情報開示請求等に伴う具体的事務処理手順」において定めているが、改正後は「代理人による開示請求等に関する確認書」を規則様式として定め、広く区民に周知し、本人（委任者）の意思確認を徹底する。

※…代理人による開示請求等が行われた際において、本人（委任者）に照会し、本人に開示請求等の意思があるか否かを確認するための書類をいう。

#### エ 「却下通知書」の新設

現行では特段定めていないが、改正後は「本人（委任者）に開示請求等の意思がないとき」などには、当該開示請求等を却下し、規則様式として定めた「却下通知書」を本人及び代理人に通知することとする。

## ② 15歳以上未成年者法定代理人（開示請求）

### ア 「本人（未成年者）の意思確認書」の改正

現行では「開示請求に関する確認書」として15歳以上未成年者法定代理人による開示請求の場合のみ規則様式を定めており、「提出を求めることができる」としているが、改正後は上記①ウの改正に合わせ、「代理人による開示請求等に関する確認書」を「提出を求めるものとする」とし、本人（15歳以上未成年者）の意思確認を徹底する。

### イ 「却下通知書」の新設

現行では特段定めていないが、改正後は「本人（15歳以上未成年者）に開示請求の意思がないとき」などには、当該開示請求を却下し、規則様式として定めた「却下通知書」を本人及び代理人に通知することとする。

## 3 施行日

平成27年10月5日

## 4 対象機関

区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員

## 5 改正の方法

次に掲げる規則及び規程を改正する。

- ① 区長が行う個人情報保護事務に関する規則
- ② 議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程
- ③ 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則

なお、選挙管理委員会及び監査委員については、それぞれ次に掲げる規程において、「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」を準用しているため、特段の改正手続を行わない。

- ① 新宿区選挙管理委員会事務局処務規程
- ② 新宿区監査委員事務局処務規程